

## 第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

### 第1節 組織計画

#### 第1 市防災会議

##### 1 市防災会議の組織

市防災会議の組織は、資料1-1のとおりとする。

##### 2 市防災会議の運営

市防災会議の運営は、北斗市防災会議条例（平成18年北斗市条例第172号。資料8-1）及び北斗市防災会議運営規程の定めるところによる。

資料1-1 防災会議組織図

資料8-1 北斗市防災会議条例

#### 第2 本部

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて、基本法第23条の2の規定に基づき本部を設置し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

##### 1 本部の組織

本部の組織は、資料1-2のとおりとする。

##### 2 本部の事務分掌

本部の事務分掌は、資料1-3のとおりとする。

##### 3 本部の設置基準

本部は、基本法第23条の2の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、市長が必要と認めるときに設置する。

(1) 設置

設置基準	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき。</li> <li>・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時。</li> <li>・多くの地域で避難勧告、孤立集落等が発生し、応急対策が必要な時。</li> <li>・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要な時。</li> </ul>
雪害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。</li> <li>・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時。</li> <li>・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要な時。</li> <li>・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要な時。</li> </ul>
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内域で震度5弱以上の地震が発生したとき。</li> <li>・本市沿岸に大津波警報・津波警報が発表されたとき。</li> <li>・市内に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき</li> </ul>
火山災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）が発表されたとき（噴火警戒レベル4相当以上）。</li> </ul>
大事故等	
海上災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量の油等が流出し、漁業や環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想される時。</li> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想される時。</li> <li>・多くの死傷者が発生したとき。</li> </ul>
航空災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機の墜落炎上等により大規模な航空事故による災害が発生したとき、又は発生が予想される時。</li> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想される時。</li> </ul>
鉄道災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が大規模なとき。</li> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想される時。</li> </ul>
道路災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が大規模なとき。</li> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想される時。</li> </ul>
危険物等 災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が大規模なとき。</li> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想される時。</li> </ul>
大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が大規模なとき。</li> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想される時。</li> </ul>
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災が複数の市町村にわたり、消火活動の難航が予想される時。</li> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想される時。</li> </ul>
大規模 停電災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想される時。</li> </ul>
その他 大規模災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が大規模なとき。</li> <li>・人命の救助救出活動の難航が予想される時。</li> </ul>
冷（湿）害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地で冷（湿）害被害が発生したとき。</li> </ul>

(2) 災害対策本部の名称

災害対策本部の名称は、冒頭に災害名を付し、「〇〇災害・北斗市災害対策本部」とする。

(3) 廃止の時期

予想された災害の危険が解消したと認められたとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるときは、本部長の判断に基づき本部を廃止する。

(4) 設置及び廃止の通知、公表

本部を設置したときは、速やかに本部員、防災会議構成機関、渡島総合振興局、その他の防災関係機関及び住民に対し電話、文書その他の方法で通知及び公表するとともに、本部の表示を役所庁舎正面玄関及び本部設置場所に掲示する。廃止した場合もこれに準ずる。

4 本部の配備体制

(1) 非常配備に関する基準

災害応急対策の迅速、かつ、強力な推進を図るため、次の基準により非常配備体制をとる。この場合の配備指示者は、市長とする。

なお、本部が設置されない場合にあっても、非常配備をとる必要がある場合は、気象情報、又は災害情報に応じて、非常配備に関する基準に準じた体制をとる。

配備基準	配備時期	配備体制	担当対策班
第1非常配備 (注意配備体制)	1 気象、水象及び地象に関する情報、又は警報を受けたとき。 2 市域内で、震度3の地震が観測されたとき。 3 火山に関する異常通報を受理したとき。 4 その他、必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	情報の収集・連絡・調整及び災害が発生した場合に速やかに対処するための所要の人員をもってあたり、状況により次の配備体制へ移行できる体制	全対策班 (各班2名以上)
第2非常配備 (警戒配備体制)	1 市域内で、震度4の地震が観測されたとき。 2 本市沿岸部に津波注意報が発表されたとき。 3 局地的に災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したとき。 4 その他、必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	災害の発生とともに関係各対策班の所要の人員をもって速やかに災害応急活動が開始できる体制	全対策班 (主査以上)

配備基準	配備時期	配備体制	担当対策班
<p>第3非常配備 (特別警戒配備体制)  (本部設置)</p>	<p>1 市域内に特別警報が発表されたとき。 2 市域内で、震度5弱以上の地震が観測されたとき。 3 本市沿岸部に大津波警報・津波警報が発表されたとき。 4 北海道駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)が発表されたとき(噴火警戒レベル4相当以上)。 5 広域にわたる災害の発生が予想されるとき、又は被害が特に甚大であると予想される場合において市長が当該非常配備を指令したとき。 6 予想されない重大な災害が発生したとき。</p>	<p>災害の発生とともに全対策班の人員をもって速やかに災害応急活動が開始できる体制  市内域に被害が多発している可能性があり、協定に基づく周辺自治体へ応援要請、自衛隊等への要請を早急に実施</p>	<p>全対策班 (全職員)</p>

- (注) 1 配備時期について災害の規模、態様により、上記基準によりがたい場合においては、市長は適宜指示を発するものとする。
- 2 災害の規模、態様により、担当対策班については市長が、担当班については各対策班長が適宜配備人員を増減することができる。
- 3 遠地地震による津波注意報が発表された場合で、気象庁が発表する予想される津波の高さを踏まえ、避難準備・高齢者等避難開始を発令しないときは、第1非常配備体制(注意配備体制)とする。

## (2) 職員の配備体制

交通の途絶、職員、又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定した参集訓練等の実施に努める。

ア 配備基準に該当する災害が発生したときは、直ちに配備体制につく。

イ 第1非常配備にかかる指揮監督は、総務課長が行う。

ウ 第2非常配備にかかる指揮監督は、総務部長が行う。

エ 災害対策本部の対策班長は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに所定の場所において災害応急対策にあたる。

オ 災害対策本部及び各班に所属し、災害応急対策を実施するものとしてあらかじめ定められた職員は、災害対策本部が設置されたとき直ちに所定の場所において災害応急対策にあたる。

カ 対策班長は、災害発生後できるだけ速やかに職員の配備状況を把握する。

(3) 自主参集等

各配備対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、北海道防災情報システム登録で配信を受けるメールなどによって、配備基準に該当する災害の発生を覚知したときは、配備指令を待たずに直ちに本部、又はあらかじめ指定された場所に参加する。

ア 職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生し、交通機関の途絶、火災等により本部等に参加できない場合は、電話その他の方法によりその状況を報告する。

イ 災害発生時において、職員の居所にも被害が発生した場合には、必要な措置を講じその状況を報告して指示を受ける。

ウ 動員に応じる時は、昼夜の別、災害の種類、程度により長期化する場合を考慮して服装、装備携帯品に留意する。

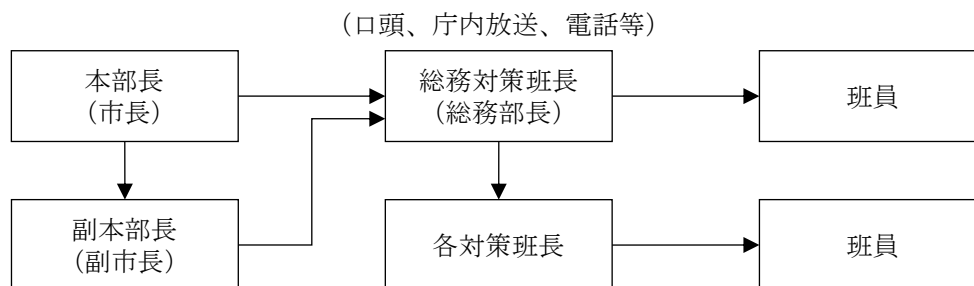
(4) 参集時の留意事項

ア 参集途上において火災、人身事故等に遭遇したときは、付近住民と協力し適切な処置をとること。

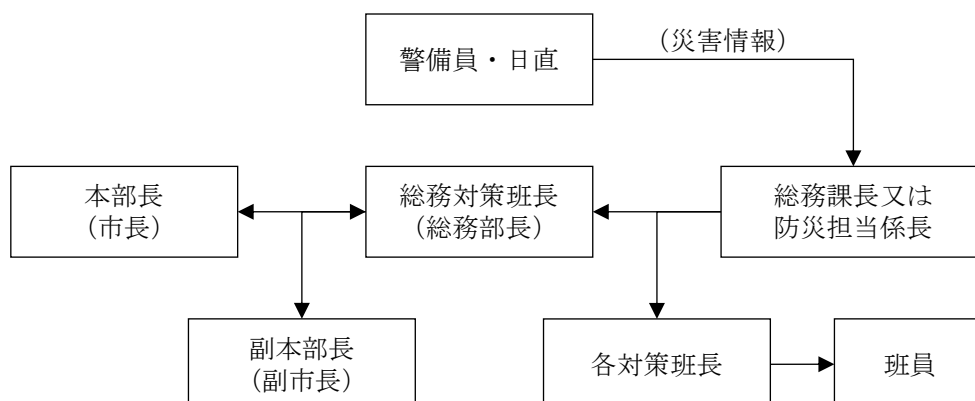
イ 参集途上において知り得た被害や災害の情報は、参集場所に参集後、直ちに所属長に報告すること。

ウ 非常時の動員配備伝達系統は、以下のとおりである。

(ア) 勤務時間中の伝達系統



(イ) 休日又は退庁後の伝達系統



(5) 本部連絡員

総務対策班長が必要と認めたときは、本部に本部連絡員を置く。

本部連絡員は、各対策班長がそれぞれ所管の職員のうちから指名する者をもって充てる。

また、各対策班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各対策本班に伝達する。

**5 本部員会議**

本部員会議は、本部長、副本部長、対策班長で組織し、災害対策に必要な指示、総合調整を行うため開催する。

(1) 報告事項

- ア 気象情報、又は災害情報
- イ 職員配備体制
- ウ 各対策班の措置事項

(2) 協議事項

- ア 応急対策への指示
- イ 各対策班間の調整事項の指示
- ウ 他市町村応援要請の要否
- エ 自衛隊災害派遣要請の要否
- オ 救助法適用申請の要否
- カ 被害状況調査隊編成の決定
- キ 被害者に対する見舞金品給付の決定

(3) 本部員会議の招集

本部員会議は、本部長が招集する。

(4) 本部員会議の運営

- ア 本部長は、本部員会議の議長となる。
- イ 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出する。
- ウ 本部員は、必要に応じ所管の職員を伴って会議に出席することができる。
- エ 本部員は、会議を招集する必要があると認めるときは、総務対策班長にその旨を申し出る。

(5) 決定事項の周知

本部員会議で決定した事項で、職員に周知する必要があると認めた事項について総務対策班長は速やかに周知する。

**6 救助法に基づく各班の事務分掌等**

救助法が適用された場合、総務対策班長は直ちに各対策班長に連絡することとし、各班においては「災害対策本部事務分掌（資料1-3）」に掲げる救助業務を実施する。

**7 市長の職務の代理**

本部員会議の招集や災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る市長の職務に関して、市長に事故あるときは、副市長がその職務を代理する。

## 8 現地指揮本部

本部長は、特定地域に災害が集中した場合において、災害応急対策等を迅速に実施するため、現地において指揮を発する必要があると認めた場合は現地指揮本部を設置する。

### (1) 組織

ア 現地指揮本部長は、本部長が指名した者をもって充てる。

イ 現地指揮本部員は、各対策班の中から本部長が指名した者をもって充てる。

### (2) 運営

現地指揮本部の運営は、災害対策本部に準ずる。

### (3) 業務

被災地と災害対策本部との連絡調整、災害情報の収集等にあたるほか、本部の指示した事項につき、第5章に定める「災害応急対策計画」に基づく応急対策を実施する。

資料1-2 災害対策本部組織図

資料1-3 災害対策本部事務分掌

資料8-2 北斗市災害対策本部条例

## 第2節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（地震に密接に関連するものを除く。）等の特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

### 第1 気象業務組織

#### 1 予報区と担当官署

##### (1) 予報区

ア 道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。

イ 予報区及び警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおりである。

##### (ア) 一次細分区域

府県天気予報を気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割した区域

##### (イ) 二次細分区域

警報・注意報の発表に用いる区域

##### (ウ) 市町村等をまとめた地域

二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域

ウ 予報区及び警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおりである。

府県予報区名 (担当気象官署名)	一次細分区域名	市町村等を まとめた地域名	二次細分区域名
渡島・檜山地方 (函館地方気象台)	渡島地方	渡島東部	北斗市

##### (2) 海上予報区

海上予報区は、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区を12に分割した地方海上予報区から成っており、そのうち「日本海北部及びオホーツク海南部」と「北海道南方及び東方海上」を札幌管区気象台が担当する。

なお、北斗市に係る地方海上予報海域は下記のとおり。

地方海上予報海域名	細分海域
北海道南方及び東方海上※	北海道東方海上・釧路沖・日高沖・津軽海峡・檜山津軽沖

※ 尻屋崎から110度に引いた線以北及び青森県と秋田県の境界線から315度に引いた線以北並びに茂津多岬の突端から270度に引いた線及び知床岬の突端から90度に引いた線以南並びに千島列島以南の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。



## 第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）、及び消防法（昭和23年7月24日法律第186号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次による。

### 1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

#### (1) 種類及び発表基準

##### ア 気象等に関する特別警報

警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

現象の種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

※ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

##### イ 気象等に関する警報・注意報

#### (ア) 気象警報（基準は、資料2-3を参照）

大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
------	---

洪水警報	河川の上流域で降雨や融雪等により河川が増水し重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(イ) 気象注意報（基準は、資料2-3を参照）

大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物（冷夏の場合も含む）の被害や水道管の凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(2) 防災気象情報と警戒レベル

警戒レベル	住民自らが行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）		
	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
	水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル5	氾濫発生情報	(大雨特別警報（浸水害））※1	(大雨特別警報（土砂災害））※1
警戒レベル4	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布 (非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）※2
警戒レベル3	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）
警戒レベル2	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布（注意）	・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒レベル1			

※1 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※2 「極めて危険」については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注1) 市が発令する避難勧告等は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注2) 大雨警報（土砂災害）の危険度分布、道が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

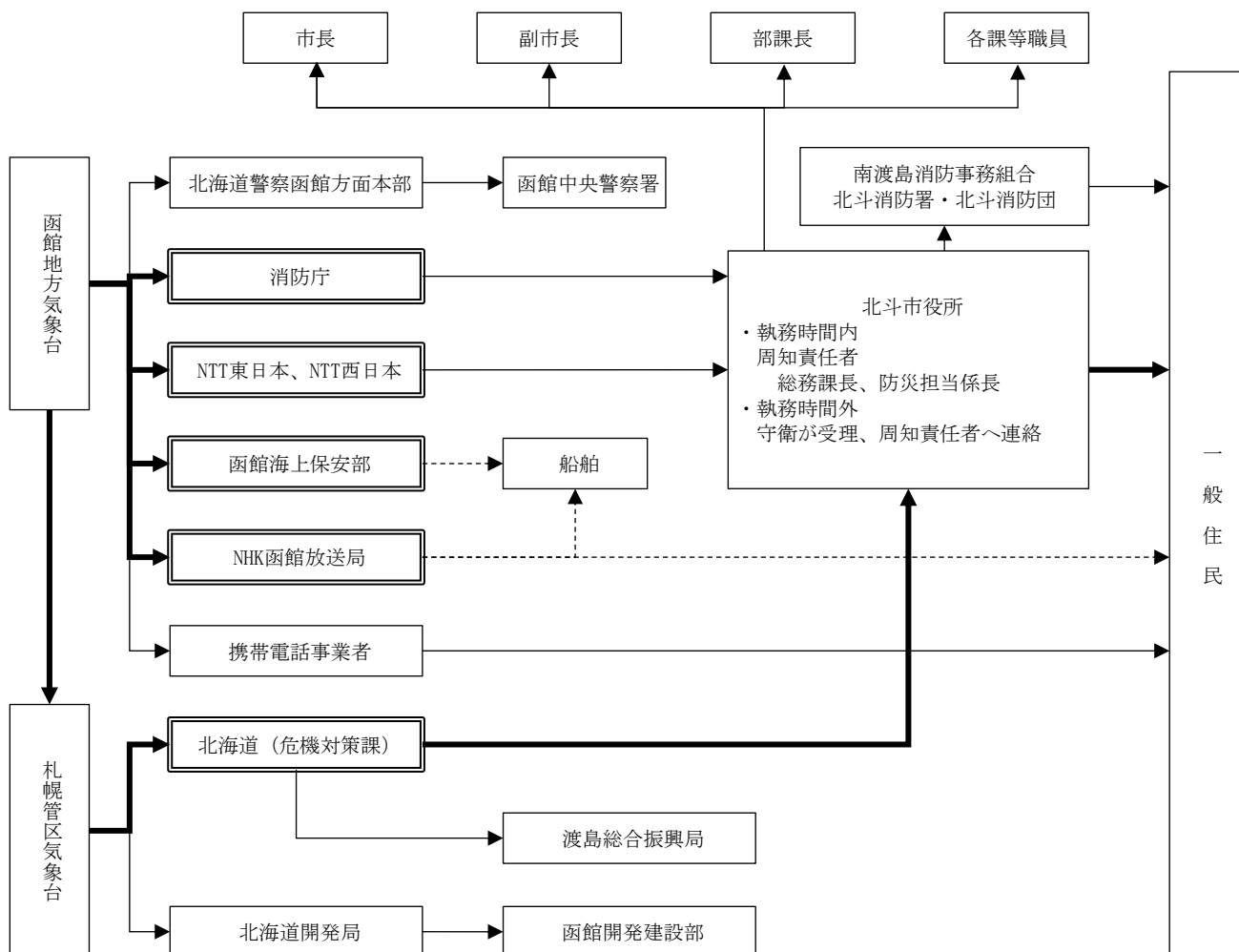
(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。この伝達は、函館地方気象台が実施する。気象官署の法定伝達機関は、消防庁、海上保安官署、北海道、NTT東日本・西日本、NHK放送局である。

なお、気象業務法第15条の2に規程に基づき、気象等に関する特別警報を受けた北海道は直ちに関係市町村に通知し、北海道からの通知を受けた市町村は直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない（法定義務）。

※ 周知の措置：スピーカーによる放送、広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達等

気象等に関する特別警報及び警報・注意報、並びに情報等伝達系統図



- (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先
- (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法第15条の2の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達
- (点線) は、放送・無線
- ・緊急速報メールは気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

## 2 水防活動用気象等警報及び注意報

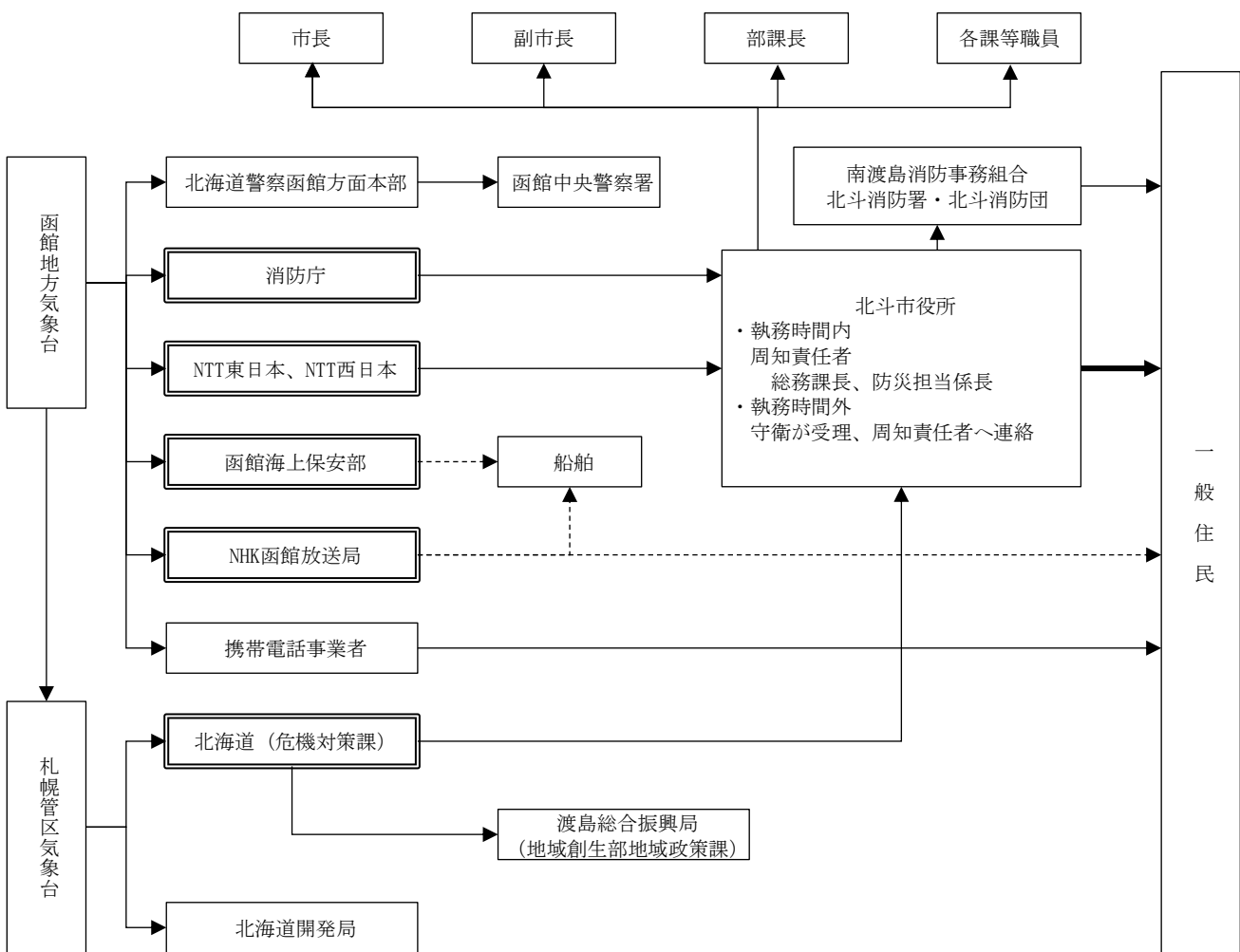
水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報及び注意報により代行する。

その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統により行う。

(1) 種類

水防活動用気象警報	大雨特別警報
	大雨警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用高潮警報	高潮特別警報
	高潮警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用津波警報	津波特別警報
	津波警報
水防活動用津波注意報	津波注意報

(2) 伝達



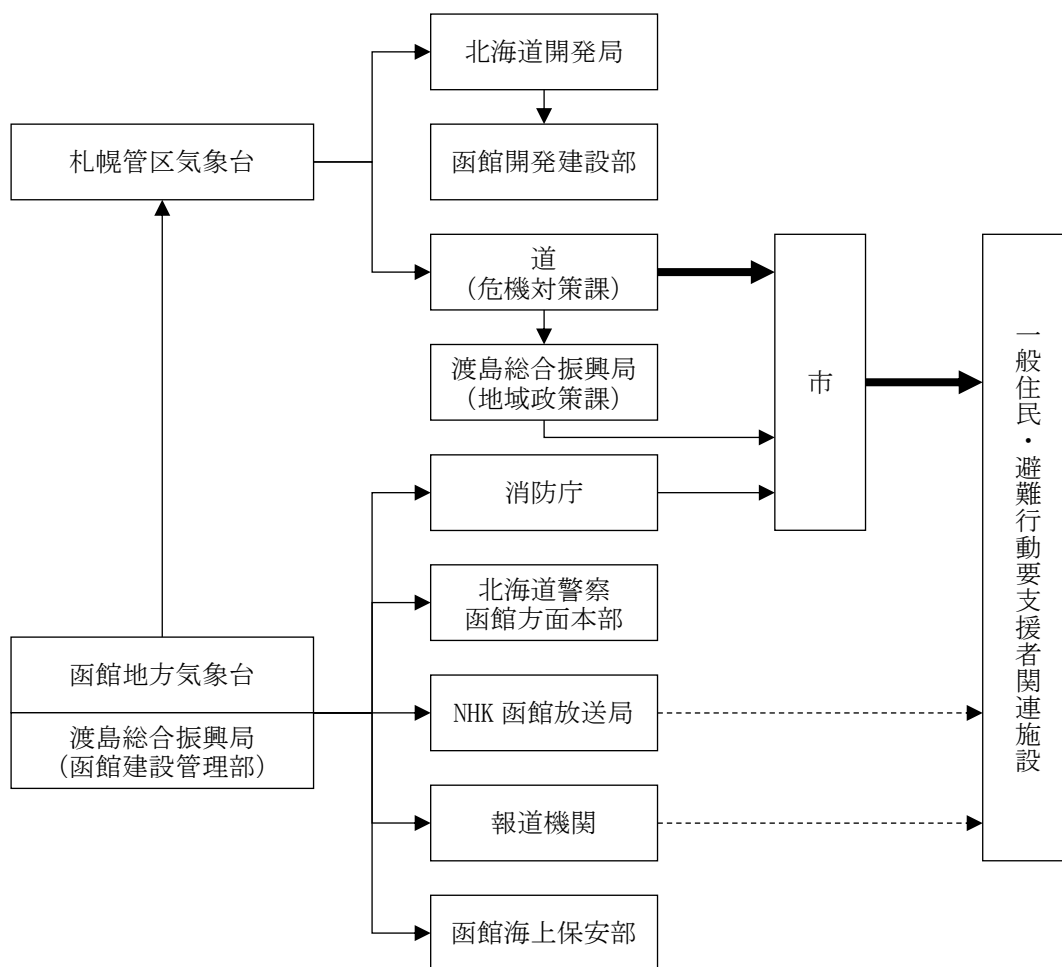
(二重線) で囲まれている機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先  
 (点線) は、放送・無線

### 3 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性がさらに高まった時に、市長が防災活動・避難勧告等の判断や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、渡島総合振興局と函館地方気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する。

なお、これを補足する情報である気象庁の大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報「<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>」）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

伝達は次の系統により行う。



──▶ は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達  
 - - - -▶ は、放送・無線

### 4 水防警報（水防法第16条）

水防法第16条第1項の規定により、知事が指定した河川についての水防警報は、道が発表し、伝達は次の系統により行う。

(1) 実施機関及び指定河川

警報 実施機関	指定河川	水防警戒区	水防関係 管理者
函館 建設管理部	常盤川	(左岸) 自 函館市西桔梗町510番3号地先西桔梗三号橋下流端 至 海 (右岸) 自 函館市西桔梗長246番45地先西桔梗三号橋下流端 至 海	北斗市 七飯町
	久根別川	自 亀田郡七飯町字峠下262番地2地先の国道橋下流端 至 海	
〃	大野川	自 北斗市本郷480番地1地先の道道鹿島橋下流端 至 海	北斗市
〃	流溪川	(左岸) 自 北斗市水無11番2地先函館江差自動車道水無橋下流端 至 海 (右岸) 自 北斗市三好60番1地先函館江差自動車道水無橋下流端 至 海	北斗市

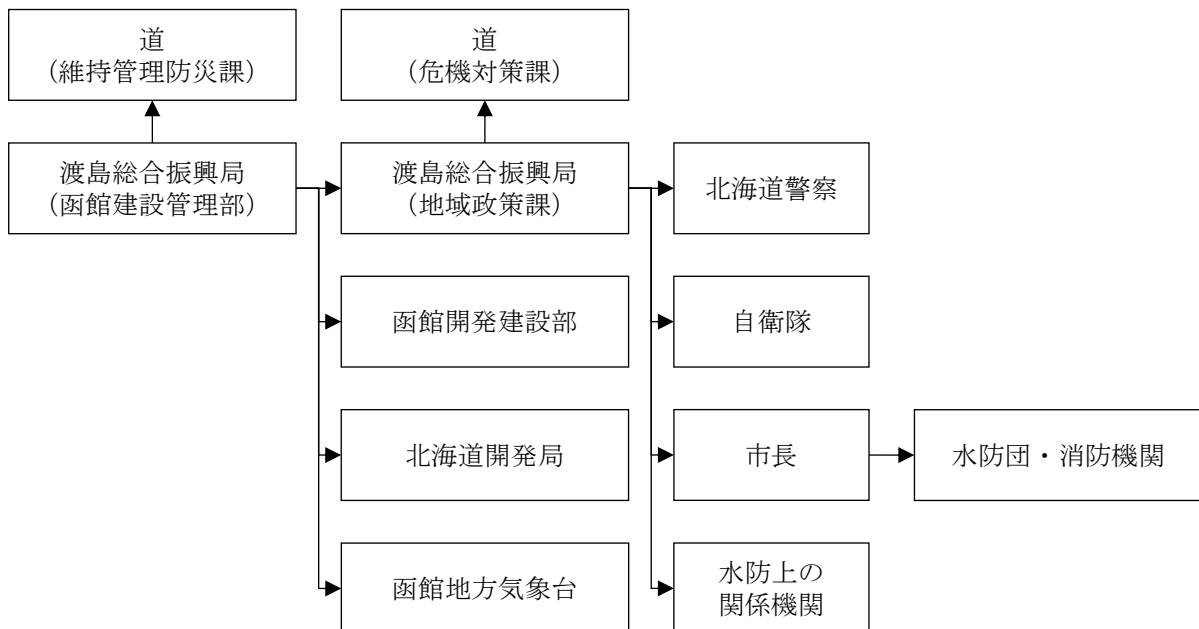
(2) 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報並びに情報又は河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。



種類	内容	発表基準
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(3) 水防警報伝達系統図



## 5 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）

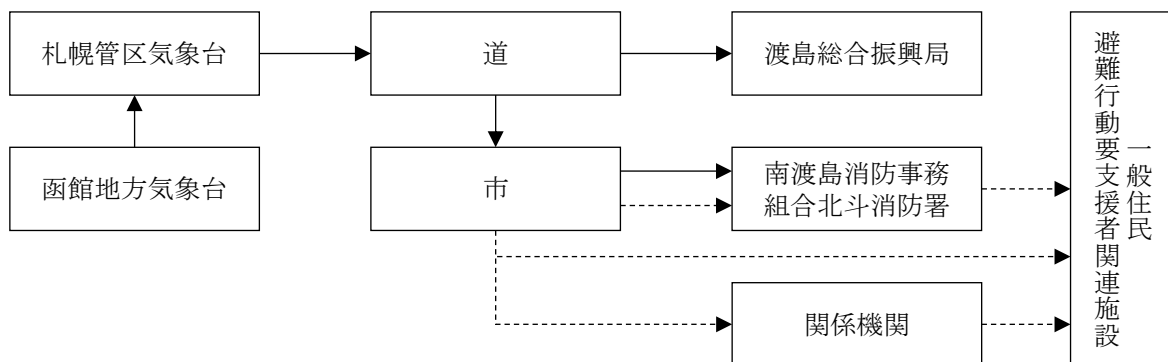
函館地方気象台が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、札幌管区気象台から北海道に通報するものとする。

通報を受けた北海道は、管内市町村に通報するものとし、市町村長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねる。

### (1) 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



※注) -----▶ は、市長が火災に関する警報を発した場合

## (2) 通報基準

火災気象通報の通報基準は、「乾燥注意報（実効湿度65%以下で最小湿度35%以下の場合）」若しくは「強風注意報（平均風速13m/s以上）」の基準と同一とする。

ただし、海上を対象とした「強風注意報」は火災気象通報の対象としない。

なお、平均風速が13m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

### ア 通報時刻及び内容

#### (ア) 定時に実施する通報

毎日05時頃に、翌日09時までの気象状況の概要を通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭部に「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

ただし、火災気象通報の対象となる地域、期間で降水（降雪含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないとして、見出しの冒頭部に明示しない場合がある。

通報内容は、対象地域、要素、期間、04時の気象官署及び特別地域気象観測所の気象実況とする。

#### (イ) 臨時に実施する通報

(ア) で通報した内容と異なる「乾燥注意報」または「強風注意報」の発表があった場合は、その発表をもって火災気象通報に代えることとする。

#### (ウ) 火災気象通報の終了

火災気象通報の対象となる注意報の解除をもって、火災気象通報の終了とする。

## 6 気象情報等

## (1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

## (2) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島・檜山地方）

で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 北海道地方気象情報、渡島・檜山地方気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

(4) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(5) 記録的短時間大雨情報

渡島・檜山地方で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

※ 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）：

<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html>

※ 大雨警報（浸水害）の危険度分布：

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>

※ 洪水警報の危険度分布：

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、渡島地方に発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が渡島地方に発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※ 高解像度降水ナウキャスト（竜巻発生確度ナウキャスト）：

<https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/>

資料2-3 警報・注意報基準一覧表
-------------------

### 第3 異常現象を発見した者の措置等

#### 1 通報義務（基本法第54条第1及び2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。この場合においては、何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

#### 2 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

異現象発見者から通報をうけた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。

#### 3 市長の通報（基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた市長は、次の気象官署に通報しなければならない。

あて先官署名	電話番号	地域
函館地方气象台 函館市美原3-4-4	函館 (0138) 46-2212 (観測予報) 46-2211 (防災)	渡島総合振興局、 檜山振興局地域管内

